

令和3年5月25日

熊本防衛支局

お知らせ

－ 特例監理技術者の導入に伴い兼務可能とする範囲等について －

熊本防衛支局においては、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の兼務を可能とする工事現場の範囲等について、当面の間、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、各工事の入札公告等で確認して下さい。

○ 兼務対象工事の範囲

・各工事の兼務可能地域は以下のとおり。

	工事件名	場所	兼務可能地域
1	高畑山(3) 宿舎(B地区) 改修建築工事	宮崎県 串間市	宮崎県 (串間市、日南市)
2	高畑山(3) 宿舎(A地区) 改修機械その他工事		
3	高畑山(3) 宿舎(B地区) 改修機械その他工事		
4	串良(3) 法面等整備工事	串良送信 所	鹿児島県 (鹿屋市、垂水市、曾於市、志 布志市、曾於郡大崎町、肝属 郡東串良町、肝属郡肝付町)
5	鹿屋(3) 構内整備土木工事	鹿屋航空 基地	鹿児島県 (鹿屋市、垂水市、肝属郡肝 付町、肝属郡錦江町)
6	えびの(3) 屋外照明設備整備工事	えびの 駐屯地	宮崎県 (えびの市、小林市)
7	奄美大島(3) 宿舎改修建築工事	鹿児島県 奄美市	鹿児島県(奄美市、龍郷町)
8	奄美大島(3) 宿舎改修機械その他工事		

注：今後兼務対象工事の変更・追加があった場合は、「令和3年度発注予定工事」に随時記載

○ 兼務する場合の体制

- ・特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。

- ・ 監理技術者補佐を専任（常時継続的な配置）で配置すること。

○ その他

- ・ 監理技術者補佐は一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。
- ・ 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
- ・ 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。

以 上